

会報

宮崎県建設業協会機関誌 No. 411号

Monthly Association Construction Industry NEWS

2009

1

January

新春のご慶びを
申し上げます

年頭に際し益々のご発展を
お祈りいたします

平成二十一年 元旦



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇年頭のご挨拶

社団法人 宮崎県建設業協会 会長	永 野 征四郎	1
宮崎県知事	東国原 英 夫	2
宮崎県議会 議長	坂 口 博 美	3
宮崎県国土整備部 部長	山 田 康 夫	4
社団法人 全国建設業協会 会長	淺 沼 健 一	5

◇平成21年1月行事予定 6

◇平成22年2月上旬行事予定 7

◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内(12月分) 7

◇県協会 会員の動き 7

◇県 協 会

1. 第9回常務理事会を開催	8
2. 建設業の法令遵守のための情報収集窓口 「建設業者ホットライン」を開設しました	9
3. 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について	10
4. 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について	11
5. 住宅・不動産市場活性化のための緊急対策について	15
6. 住宅・不動産業のみなさまの資金繰りを応援します	17

◇雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	18
2. 建設教育訓練助成金のご案内	20

◇技 士 会

1. 平成21年度1級(学科)・2級土木施工管理 技術検定試験受験準備講習会のご案内	22
2. CPDS(継続学習制度)について!!	23
3. 『監理技術者の講習会』について!!	24

◇建 退 共

1. 建退共事務担当者研修会の終了について	25
2. 建退共宮崎県支部取扱状況(11月分)	26

◇厚生年金基金

1. 事業概況(11月分)	26
---------------	----

◇建 災 防

1. 計画的な有資格者の育成を!	27
2. 死亡災害が大幅に減少!	28

◇火薬協会

1. 火薬類の取扱いに係る安全の確保について	29
2. 火薬類消費場所巡回指導について	29

◇保証会社

1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向(11月分)	30
---------------------------	----

◇試験・研修等のご案内

1. 平成21年度 1級・2級舗装施工管理技術者資格試験のご案内	31
----------------------------------	----

新年のごあいさつ



社団法人 宮崎県建設業協会
会長 永野 征四郎

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご健勝にて清々しい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから皆様方の暖かいご指導、ご協力を賜り、当建設業協会の業務運営も円滑に推進することができました。

ここに改めて深くお礼を申し上げます。

さて、「百年に一度」とも言われる世界的な金融・経済危機を迎へ、建設業界においても公共工事が年々減少し、全体のパイが小さくなる中、本県においては、一般競争入札が昨年1月から250万円以上に拡大されました。全国をみても一番厳しい入札制度改革となり、当然のごとく、価格競争が激化され、低価格での応札が続き、更には、原油価格の高騰、鋼材等の資材高騰が経営を圧迫し、会社の経営が成り立たないまま、倒産・廃業が相次ぎました。

言うまでもなく、会員減少につながり協会運営にも支障をきたすものであり、その現状を打破するため、昨年9月、建設業界全体がまとまり、宮崎市役所下河川敷において、一般県民を含め県内各地より3,500名が参集した「宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会」を開催し、業界のこの厳しい現状を、県民に対して理解を求めるとともに、行政に対して強くアピールをいたしました。

それでもなお、業界の現状は非常に厳しく、宮崎県の全産業に対する建設業の倒産数は、平成19年度52件（全産業に対する倒産割合51.5%）、

20年度（11月末現在）においては、既に42件（同54.5%）となっており、これから先、更なる増加に懸念を抱いているところであります。大会においても要望の一つに掲げていた「予定価格の事後公表」が受入れられ、10月から一部事業で試行されておりますが、適正な競争等への一助となることを切に期待する次第であり、今後、指名入札に変わる根幹を覆すような抜本的な対策を早急に打たないと、業界の疲弊に歯止めが掛かることはありません。

地域を支える業者が生き残るべく業界として、更なる発展を遂げるために、道路特定財源の公共工事への充当や総合評価落札方式の入札参加区分の見直し等、現在、行政や議会に要望しているところであり、今後も引き続き、喫緊の課題である最低制限価格の再引き上げ、総合評価落札方式の全面導入等含めて適正な入札制度実現へ向けて尽力していく所存でございます

また、当協会といたしましても、会員企業はじめ全国建設業協会並びに各都道府県建設業協会と共に、業界復興へ向けて全力を傾注し、我々建設業界が抱える諸課題の解決に向け誠意努力をして参りますので、皆様におかれましても、引き続きご支援・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

年頭に当たり、皆様方のますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶いたします。

新年を迎えて



宮崎県知事

東国原 英夫

新年明けましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会会員の皆様におかれましては、平成21年の輝かしい新春を健やかにお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、私は知事就任以来、県政改革を着実に進めるとともに、本県を国内外に積極的にPRしてまいりました。

また、「ふるさと納税」や「道路特定財源」等に関して、さらには国の「行政支出総点検会議（いわゆるムダ・ゼロ会議）」において、いわば地方の代表として、地方に暮らす者の声を中央に訴えるべく、様々な場面で意見を述べてまいりました。

こうした取組みの結果、宮崎牛やマンゴーなど優れた県産品が全国に知られるところとなり、県外からの観光客が増加に転ずるなど、「宮崎」の存在感は確実に高まっていると感じているところです。

しかしながら、一方で、本県は、産業振興、広域的な交通基盤の整備、中山間地域対策や子育て・医療対策など、様々な問題を抱いています。

また、建設産業を取り巻く環境は、近年の建設投資額の大幅な減少や一般競争入札の拡大等による競争性の高まりに加え、世界的な金融危機に伴う景気後退の長期化及び深刻化が懸念され、今後も大変厳しい状況が予想されます。

皆様方が携わっておられる建設産業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応を通して県民の生活を支えるとともに、地域の経済と雇用を支

える重要な産業でありますことから、建設産業の健全な発展を図ることが、大変重要な課題であると認識しております。

このため、県といたしましては、建設産業対策を県の重点施策の一つとして位置づけ、技術と経営に優れた地域の企業が伸びていける環境づくりを進めておりますが、建設産業の大変厳しい現状を十分に踏まえ、引き続ききめ細かな支援に努めてまいります。また、入札・契約制度改革につきましても、その検証を隨時行い、これまで、最低制限価格の引き上げや予定価格の事後公表の試行等を行ってきたところですが、今後も幅広く意見を伺いながらより良い制度の構築を図ってまいります。

時代の大きな変革期にあって、地方を取り巻く厳しい環境の中、本県をさらなる高みへと飛躍させ、他の地域をリードする存在となるためには、既存の概念や前例にとらわれず、私達一人ひとりが価値観や意識を変えることが何よりも大事です。本県は、高い潜在能力を秘めています。私は、県民の皆様としっかりと手を携え、県民総力戦による県づくりを推し進めることにより、県民誰もが安心して暮らせる新しい宮崎を実現してまいります。

皆様の一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

年頭に当たり、貴協会のますますの御発展と御健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

年頭所感



宮崎県議会

議長 坂口博美

新年あけましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会の会員の皆様方に
とりまして、今年一年がより良き年になります
ことを、まずもってお祈り申し上げます。

また、日頃から、社会資本の整備を通じ、県
民生活の向上に多大な御貢献をいただいており
ますことに対し、深く感謝申し上げます。

御案内のとおり、昨年は、原油・原材料価格
の大幅な上昇や、金融危機に端を発した世界的
な景気後退が、我が国並びに地域の経済に大き
な影響を与えた年がありました。

加えて、本県においては、行財政改革の一環
としての公共事業の大幅な縮減や入札・契約制
度の改革による行き過ぎた価格競争が生じるな
ど、建設産業に携わる皆様にとりましては、誠
に厳しい一年であったことと存じます。

しかしながら、言うまでもなく、建設産業は
本県経済を牽引する基幹産業であり、県民の雇
用の場として大きな受け皿となるとともに、災
害時・緊急時の復旧支援をはじめ、県民の生命
と財産を守るという極めて大きな役割を果たし
ていただいております。

さらに、社会資本が脆弱な本県におきまして

は、現在、正念場を迎えている県内高速道路網
の整備や、県民のライフラインを守る社会基盤
の整備が進まなければ、都市部との格差はます
ます拡大する一方であり、本県における建設産
業の重要性はいささかも揺るがないところであ
ります。

皆様におかれましては、誠に厳しい状況では
ありますが、永野会長を中心に、今後とも本県
産業の牽引役として一層の御活躍を賜りますよ
う念願申し上げる次第であります。

県議会では、現在、適正な予定価格の積算を行
うことと併せ、最低制限価格についても、品
質の確保等が十分に担保できるなど合理的な基
準で設定するよう県当局に強く申し入れている
ところであり、今後とも真にあるべき入札・契
約制度の確立を図るとともに建設産業の健全な
発展に向け、なお一層尽力してまいる所存であ
りますので、引き続き御支援・御協力を賜りま
すようよろしくお願い申し上げます。

年頭に当たり、新年のお慶びを申し上げます
とともに、皆様のますますの御健勝・御多幸を
祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

新年を迎えて



宮崎県県土整備部長

山 田 康 夫

新年明けましておめでとうございます。

社団法人宮崎県建設業協会会員の皆様には、日ごろより県土整備行政に対し格別の御理解をいただき、公共事業の執行はもとより、県勢発展のために多大な御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

21世紀も9年目に入り、我が国の社会情勢は、大きな転換期を迎えております。特にこれまでの人口増加や経済拡大を前提とした制度から新たな経済社会システムへの変革や、地方分権改革の流れの中で、道州制を視野に入れた国と地方のあり方等が議論され、これまで以上に地域特性を生かし、自主性及び自立性を高めた地域づくりが求められています。

このような中、道路特定財源の一般財源化に向けた税制改革などについて、議論が活発に行われ、新たな道路整備計画の策定など、本県のようにまだまだ道路整備が遅れている地方にとっては、予断を許さない状況が続くものと思われます。

また、建設産業は、近年の建設投資額の大幅な減少や一般競争入札の拡大等による競争性の高まりに加え、世界的な金融危機に伴う景気後退の長期化及び深刻化が懸念され、大変厳しい経営環境にあると認識しております。

社会資本整備の担い手であり、かつ災害時の緊急対応、復旧活動などに大きな役割を果たす

とともに、地域の経済と雇用を支える基幹産業の一つである建設産業の健全な発展を図ることは大変重要な課題と考えております。

県といたしましては、「公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立」と「建設産業の健全な発展」を両立させるために、透明性・競争性の高い入札・契約制度を目指して予定価格の事後公表の試行や総合評価落札方式の拡充を図るなど、幅広く意見を伺いながら、隨時、検証を行い、より良い制度の構築に取り組んでいるところであります。

また、建設産業対策を県の重点施策の一つとして位置付け、相談窓口の設置、新分野進出などの経営基盤強化に積極的に取り組む業者への支援など建設産業の実情に応じたきめ細かな支援にも努めているところであり、引き続き、技術と経営に優れた企業が伸びていける環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

今後も、県民福祉の向上に資する社会資本の着実な整備を進めるとともに、建設産業の健全な発展を図る観点から諸施策の推進に邁進してまいりたいと考えておりますので、皆様方のお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり、本県建設産業のますますの発展と皆様方の御健勝、御発展を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

年頭所感



社団法人 全国建設業協会

会長 浅沼健一

あけましておめでとうございます。平成21年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、社団法人全国建設業協会の事業活動に対しまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、わが国経済は景気回復が後退局面に入り、さらに、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機などにより、日に日に厳しい状況となっております。

我々建設業界においては、建設投資の減少に歯止めがかからず、永年にわたる公共事業費の削減による受注の減少、競争の激化に加え、資材の高騰、ダンピング受注の頻発等による利益率の著しい低下、さらに、金融機関の融資姿勢の厳格化や不動産市況の低迷等により、地域を支えた老舗といわれる建設企業を含め、多くの会員企業が倒産・廃業に追い込まれるという非常に厳しい状況が続いております。

一方、近年各地で頻発する集中豪雨や大規模地震等の自然災害では、多くの尊い人命と貴重な財産が失われており、国民の安全・安心を守る防災・減災対策を推進するため、計画的な社会基盤整備は是非とも必要であり、新たな防災対策や治山治水対策等が急がれることはいうまでもありません。地域の安全・安心を担う建設業がその地域に存在することは、地域住民、市民にとって非常に心強く、重要なことであります。

国民の安全・安心な暮らしの確保、日本の国際競争力の維持向上のための魅力ある都市創り、環境保護・修復・改善への取組み、そして老朽化する社会資本の維持・管理・修復等、我々建設業界の果たす役割は大変重要であり、その役

割は今後とも変わることはありません。

地域の基幹産業である建設業が地域の経済の中核をなしている現況では、その建設業界が活力を取り戻すことが、地域経済の活性化にも不可欠であり、ひいては活力ある日本へつながると考えております。

しかし、社会資本整備の重要性、そしてそれを担う建設業について、国民・社会に必ずしも正しく理解していただいているとはいえない状況です。そのため、我々自身は引き続き、法令遵守はもちろんのこと、安全対策、環境対策等社会が求めているニーズに対応すべく、コンプライアンスの徹底と企業の社会的責任の取り組みを一層強化し、安全で品質に優れたものをつくり、国民・社会から信頼される業界となるよう、努力しなければなりません。同時に、我々建設業の果たしてきたこと、果たしている役割、そして将来果たすべき使命を積極的に働きかけていくことが重要であります。

本会は本年も、建設業の社会貢献とイメージアップ活動等の推進、法令遵守の徹底と企業の社会的責任への対応、社会資本整備の推進に関する予算要望、適正な入札契約制度への対応、公益法人制度改革への適切な対応、厳しい雇用情勢に対応した雇用対策と労働災害防止対策の推進等、様々な問題に対して積極的に取組んでまいいる所存であります。

厳しい状況下ではありますが、建設業界が活力ある業界となるよう、精一杯努力してまいいる所存ですので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、皆様方の更なるご発展とご健勝を祈念いたしまして、新春のご挨拶といたします。

平成21年1月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木	元旦	元旦	元旦
2	金			
3	土			
4	(日)			
5	月	仕事始め	仕事始め	仕事始め
6	火	新春交通安全の集い		
7	水	宮崎県建設業協会新春挨拶回り		
8	木		安全管理担当者（設備）のための リスクアセスメント教育（木花）	
9	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（10日まで清武）	
10	土			
11	(日)			
12	月	成人の日	成人の日	成人の日
13	火			
14	水			
15	木		車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（17日まで清武）	
16	金		基金企業年金連合会九州地方協議 会定例総会（福岡） 基金納入告知書発送	
17	土			
18	(日)			
19	月		基金企業年金連合会九州地方協議会 宮崎部会事務担当者説明会（宮崎）	
20	火	全国建設産業団体連合会評議員会 (東京) 1級土木施工管理技士合格発表	職長のためのリスクアセスメント 教育（延岡）	
21	水	全国建設業協会評議員会（東京）		
22	木	九州建設業協会建設産業人材確保・ 育成推進協議会九州ブロック会議 (福岡)	基金全国建設業厚生年金基金協議 会常務理事会（横浜）	
23	金		不整地運搬車運転技能講習 (25日まで清武)	
24	土			
25	(日)			
26	月	宮崎県建設業協会常務理事会		
27	火		安全管理担当者（土木）のための リスクアセスメント教育（延岡）	
28	水			
29	木	宮崎県建設業協会建設雇用改善セ ミナー	建災防九州ブロック事務局長会議 (宮崎)	
30	金		ローラー運転業務特別教育 (31日まで清武)	
31	土			

平成22年2月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	日			
2	月			
3	火		安全管理担当者（土木）のための リスクアセスメント教育（都城）	
4	水			
5	木			
6	金	監理技術者講習会	高所作業車運転技能講習 (8日まで清武)	
7	土			
8	日			
9	月			
10	火			

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（12月分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
1 平成21年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集（2次）のお知らせ	宮 崎 県	P D F

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
1 建設企業の年末資金繰り対策について	国 交 省	P D F
2 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置について	金 融 庁	P D F
3 建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の一部改正について	宮 崎 県	P D F

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き (12月1日～31日)

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
延岡	矢野建設株	代表者	矢野一豊	矢野喜信

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
都城	大生産業株	大生忠男
	株元組	亀元伸太郎
	有佐藤建設工業	佐藤繁

県協会

1. 第9回常務理事会を開催

第9回常務理事会が、平成20年12月16日（火）午後1時より、県建設会館2階「委員会室」において開催された。また、常務理事会に先立ち年明け1月から試行される総合評価落札方式（地域企業育成型）の説明が県からなされ、永野会長より、「世の中は特に戦国時代になっており、早く平穏な生活に戻さなければならない。本日は忌憚のない意見交換ができれば幸いである。」と挨拶をし、説明がなされた。

説明後、意見交換が行われたが、各常務理事から活発な意見が続出し、県協会を通して、新たな制度を導入するときは、事前に十分な意見を交換した上で実行していただき、要望したことはタイムリーにスピード感を持って対処していただきたいと要請した。概要については、下記参照。

引き続き、常務理事会が行われ、議題については、

議題1 新年関係機関挨拶回りについて

議題2 建設雇用改善セミナーの開催について

議題3 次回常務理事会の開催時期について

議題4 その他

について審議された。主な審議内容については、以下のとおりである。

「新年関係機関挨拶回り」については、1月7日（水）県庁や国の出先機関へ、正副会長が代表して挨拶回りをするということで了承された。

「建設雇用改善セミナーの開催」については、雇用改善推進大会や適正取引講習会を取りやめた経緯もあり、この建設雇用セミナーは引き続き開催することで了承された。

日時；平成21年1月29日（木）13時30分～16時00分

場所；ウェルシティ宮崎（宮崎厚生年金会館）

「次回常務理事会の開催日時」については、1月26日（月）午後1時30分開会と決定した。

「その他」として、本会として、業界の窮状を訴える広告を宮崎日々新聞に掲載することになり、内容、掲載日等について審議され了承された。日時については、12月23日（火）付けの広告、また、追加版として、1月8日付けの広告に掲載する。

＜地域企業育成型の概要＞

◆対象工事

予定価格が250万円以上2千万円未満の土木一式工事のうち、一部の工事が対象となります。対象工事については、入札公告で確認

◆開始時期

平成21年1月20日以降に公告する工事から実施

◆落札者の決定方法

「価格」と「品質（工事成績等）」を総合的に評価し落札者を決定
〈地域企業育成型〉 ⇒ 価格十品質（工事成績等）

※落札者を評価値により決定

◆評価項目（土木一式工事）

1. 過去5年間の県工事成績の平均点
2. 地域内における本店の有無
3. 地域社会貢献の実績

◆特別に定める入札参加の資格

地域企業育成型の入札においては、受注工事は1件を限度とします。ただし、工事完成後は、再度、地域企業育成型による入札に参加することができ、地域企業育成型以外の工事の受注については、制限はなし



2. 建設業の法令遵守のための情報収集窓口 「建設業者ホットライン」を開設しました

1 「建設業者ホットライン」では建設業法違反に関する建設業者の情報を受け付けます。

《建設業法違反となるおそれがある行為の例》

● 指値発注

元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合

● 工期変更

下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合、費用の増加分について下請負人に負担させた場合

● やり直し工事

元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合

● 虚偽申請

建設業許可や経営事項審査の申請の際、虚偽の内容で申請した場合

2 だれ（どの業者）が、いつ、どこで、どのような方法で、何をしたか できるだけ具体的にご連絡ください。

- 通報される方の氏名、連絡先等も併せてご連絡ください。通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますので、匿名での通報は避けてください。
- 法令違反の疑いがあることを証明する資料等があれば、通報後に提出をお願いすることがあります。
- 通報された情報をもとに、建設業法違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

3 通報の対象となるのは宮崎県内の建設業者（※）に関する情報です。

※ 国土交通大臣許可の建設業者を除きます。

国土交通大臣許可の建設業者に関する情報は、

国土交通省の「駆け込みホットライン」TEL:0570-018-240 で受け付けています。

4 通報窓口

建設業者ホットライン専用電話 0985-26-7050

受付時間 午前10時から午後4時まで（土日・祝日・閉庁日を除く）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁1号館9階

宮崎県 県土整備部 管理課 建設業担当内

3. 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

1 改正の目的

先般、建設業法施行規則の一部を改正する省令等による経営事項審査制度の改正がなされたことに伴い、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」(平成14年3月28日国総建第67号)が一部改正された。このことにより虚偽申請に対するペナルティーの強化が行われたため、本県においても監督処分の基準の一部改正を行う。また、国土交通省の監督処分基準に照らし、文言の修正・整理を行う。

2 改正の内容

- (1) 経営事項審査において、完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行い、その結果を入札参加資格審査に用いた場合の営業停止期間をこれまでの「15日以上」から「30日以上」に倍増する。
- (2) (1)の場合で、経営事項審査における「監査の受審状況」において加点され、かつ財務諸表等の内容に虚偽があった場合には、45日以上の営業停止とすることを追加する。
- (3) 特定建設業許可をもっていないにも関わらず、政令で定める金額以上の下請契約を締結したときについて、国交省の基準に照らし、文言の整理を行う。
(下請業者も営業停止処分となる旨が、現在の基準ではわかりにくいため)
- (4) その他語句の修正

3 施行日

平成20年12月5日（決裁日）から施行する。

新旧対照表

新	旧
建設業者の不正行為等に対する監督処分基準	建設業者の不正行為等に対する監督処分基準
第1～第3の1 省略	第1～第3の1 省略
第3の2 具体的基準	第3の2 具体的基準
(1) 建設業者の業務に関する談合又は贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪及び詐欺罪をいう。）、補助金等適正化法違反及び独占禁止法違反を含む。） ア 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。 イ その他の場合においては、60日以上の営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。	(1) 建設業者の業務に関する談合又は贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪及び詐欺罪をいう。）、補助金等適正化法違反及び独占禁止法違反を含む。） ア 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。 イ その他の場合においては、60日以上の営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のある役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。
ウ～エ 省略	ウ～エ 省略
(2) 請負契約に関する不誠実な行為 建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結及び履行並びに瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものに対しては、次のとおり監督処分を行うこととする。 ア 虚偽申請 ア) 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（イに規定される場合を除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。	(2) 請負契約に関する不誠実な行為 建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結及び履行並びに瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものに対しては、次のとおり監督処分を行うこととする。 ア 虚偽申請 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、又は公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合を含む。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

新	旧
<p>(イ) 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときには、45日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>	
イ～オ 省略	イ～オ 省略
<p>カ 無許可業者等との下請契約</p> <p>(ア) 建設業者が、情を知った上で、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>(イ) 建設業者が、情を知った上で、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>	<p>カ 無許可業者等との下請契約</p> <p>(ア) 建設業者が、情を知った上で、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>(イ) 建設業者が、情を知った上で、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該契約をした建設業者に対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>
第3の2(3)～第4 省略	第3の2(3)～第4 省略
<p>第5 施行期日</p> <p>1 この基準は、平成20年12月5日から施行する。</p> <p>2 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。</p>	<p>第5 施行期日</p> <p>1 この基準は、平成19年11月13日から施行する。</p> <p>2 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。</p>
別表 省略	別表 省略

4. 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼 健一

建設投資の低迷や鋼材類及び原油価格の高騰等により、厳しい経営環境が続く中、資金需要の増大が予想される年末を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払い等の確保について、特段の配慮が必要とされます。

国土交通省では、下請調査の結果等に基づき、見積りや契約の方法、前払金の取り扱い等について、元請下請関係の改善指導を行うと共に、「建設業法令遵守推進本部」の設置、「駆け込みホットライン」の開設、「建設業法遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」の策定等、元請下請関係の適正化の一層の推進に努めているところであります。

また、近年、不十分な施工管理に起因する不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることから、施工管理の一層の徹底が求められているところであります。

以上を踏まえ、この度、国土交通省から本会に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するとともに元請下請取引の一層の適正化と施工管理の一層の徹底に努めるよう、依頼がありました(別添1)ので、貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

また、下請代金の決定にあたって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う際の留意事項について(別添2)も併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

国土交通省大臣官房
建設流通政策審議官

標記については、従来から元請業者に対する指導方お願いしているところであるが、建設投資の低迷や鋼材類及び原油価格の高騰等、厳しい経営環境が続く中、資金需要の増大が予想される年末を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査の結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設業者に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の改善指導を行ってきたところである。しかしながら、依然として元請下請間において見積条件の不明確さ、書面による契約の締結前の工事着手、不当に低い請負代金による契約の締結の要求、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、下請業者の負担による追加工事等の片務性が存在すると指摘されているところである。

また、国土交通省では、平成19年6月29日に取りまとめられた「建設産業政策2007～大転換期の構造改革～」等を踏まえ、「建設業法令遵守推進本部」の設置による体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設業者が守るべき下請取引上のルールとして策定した「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」(以下「ガイドライン」という。平成20年9月改訂。)等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところである。

さらに、国土交通省では、昨今の鋼材類や燃料油をはじめとした主要な工事材料の価格の高騰にかんがみ、国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の規定にもとづく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項の運用を平成20年9月に見直したところである。また、併せて各地方公共団体に対しても、国土交通省の対応を参考とした工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用するよう、通知しているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設業者の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところである。しかしながら、近年、不十分な施工管理に起因する大規模な構造物における不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることは極めて遺憾なことであり、施工管理のより一層の徹底が求められているところである。

以上を踏まえ、貴会傘下建設業者に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。特に、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意とともに、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、昨今の鋼材類及び原油価格の高騰に伴い、材料価格・燃料価格が高水準で推移している状況にあることから、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う際の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

2. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書により、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示した契約を建設工事着手前までに締結すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的な内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

また、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着手前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の内容が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点での遅滞なく行うこと。

なお、国土交通省では、鋼材類や燃料油をはじめとした工事材料の価格の高騰にかんがみ、国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定の運用を平成20年9月に見直したところである。また、併せて各地方公共団体に対しても、国土交通省の対応を参考とした工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用するよう、通知しているところである。本通知の主旨を踏まえ、適切に運用するとともに、貴会傘下建設業者が注文者となっている下請負契約の代金の変更及び代金の変更に伴う下請代金の支払を適切に行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

3. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

4. 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うように留意すること。また、下請代金の支払は、できる限り現金払することとし、現金払と手形払を併用する場合には、少なくとも労務費相当分を充たすように支払条件を設定し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないように留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。

5. 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、公共工事や一定の民間工事については、「下請セーフティネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。なお、平成19年7月より「下請セーフティネット債務保証事業」における債務保証対象に、下請負人が保有する工事請負代金債権を買い取るファクタリング事業者を追加する措置を講じているので、当該事業において下請負人が債権譲渡承諾について依頼してきた場合は、その承諾について配慮すること。

また、元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進すること等を内容とした「地域建設業経営強化融資制度」を平成20年11月に創設したところであり、この制度の積極的な活用により元請負人は下請代金の適正な支払に配慮すること。

特定建設業者は、建設業法第24条の6並びに第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

6. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているので、遵守するよう徹底を図ること。また、平成16年12月28日に通知した「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」においても現場の施工体制の確認のさらなる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

7. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から6までの事項に準じた配慮をすること。

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を 参考資料として取り扱う際の留意事項について

国土交通省総合政策局建設市場整備課長

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成20年11月27日付け国総入企第14号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設業者に対し指導の徹底をお願いしているところである。

ところで、公共工事設計労務単価は、そもそも、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費（企業の運営費用）等の諸経費は含まれていないものである。

したがって、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱うに際しては、個々の契約を拘束するものでないこと、諸経費分は含まれていないことなどの上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、例えば、交通誘導業務について契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、適切な取扱いが図られるよう、併せて、貴会傘下建設業者に対する周知徹底をお願いしたい。

5. 住宅・不動産市場活性化のための緊急対策について

住宅金融支援機構による分譲住宅等事業資金の円滑化支援のご案内

「住宅・不動産市場活性化のための緊急対策」（平成20年12月15日国土交通省発表）の一環として、平成20年12月22日から、分譲住宅等の建設等に関する、住宅金融支援機構のまちづくり融資（短期事業資金）について、対象事業を拡充し、事業者の皆様の円滑な資金調達を支援します。

1. まちづくり融資の概要

敷地内に一定の空地を確保する住宅建設事業や、小規模な共同建替、法定再開発、マンション建替、地区計画や建築協定等に適合する住宅建設事業など、市街地環境の整備・改善に資する事業に対する融資です。

＜対象事業拡充のポイント＞

①有効空地確保事業

【現 行】敷地内に確保すべき空地：法定空地率+20%以上

【拡充後】敷地内に確保すべき空地：法定空地率+10%以上

(法定空地率=100%－法定建ぺい率)

②総合的設計協調事業及び地区計画等適合事業

【現 行】建替事業に限定

【拡充後】新規建設も対象に追加

※ 共同建替事業及びマンション建替事業は現行どおり。

2. まちづくり融資の活用のポイント

- 民間金融機関からの事業資金借入の借換融資も可能
- 工事期間中や竣工後（2年以内）においても融資は可能
- 戸建て住宅の建設資金も対象
- 中小事業者で保証人の確保等ができない場合は、無保証融資が可能な場合があります

※ 融資については住宅金融支援機構所定の審査があり、審査の結果ご要望にお応えできない場合があります。

3. 適用期間

平成20年12月22日から平成24年3月31日までに機構が資金の貸付けの申込みを受理したものに適用します。

住宅金融支援機構による優良住宅取得支援制度の拡充のご案内

「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議 平成20年10月30日発表）及び「住宅・不動産市場活性化のための緊急対策」（平成20年12月15日国土交通省発表）の一環として、住宅金融支援機構においても、優良住宅取得支援制度を拡充し、中古住宅の流通と住宅・リフォーム投資の促進を図ります。

《優良住宅取得支援制度の拡充の概要》

- 平成21年1月5日から、優良住宅取得支援制度（【フラット35】S）を拡充し、新たに（中古タイプ）を設け、省エネルギー性またはバリアフリー性について一定の性能を備えた中古住宅（取得後に当該基準に該当するリフォーム工事を行う場合を含む。※）に対して当初5年間0.3%（年率）金利を引き下げます。（募集金額に達し次第、受付を終了します。）
※購入・リフォーム後の性能による制度適用が可能となりました。
 - 優良住宅取得支援制度（【フラット35】S）の金利引下げ期間については、【フラット35】S（中古タイプ）を含めて、当初5年間から当初10年間に延長する予定です。（平成21年度予算案に盛り込まれました。予算成立後、速やかに実施します。）

平成21年度の住宅・土地税制の主要な内容

I 住家税制

- (1) 住宅ローン減税制度の延長及び拡充等
 - (2) 長期優良住宅を新築・取得した場合の所得税額の特別控除の創設
 - (3) 既存住宅の改修工事（省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修）をした場合の所得税額の特別控除の創設等

II 土地税制

- (1) 景気回復期間中に取得した土地に係る譲渡益課税の特例措置の創設
 - (2) 土地の所有権移転登記等に係る登記免許税の税率の引下げ
 - (3) Jリート・SPCの不動産取得に係る登録免許税の税率の引下げ
 - (4) 特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

III その他の特例措置の延長

- 住宅に係る省エネ改修促進税制（ローン型） 5年延長
 - 住宅に係るバリアフリー改修促進税制（ローン型） 5年延長
 - 住宅用家屋の所有権保存登記等に関する特例措置 2年延長
 - 土地・住宅に係る不動産取得税の特例措置 3年延長
 - Jリート・S P Cに係る不動産取得税の課税標準の特例措置 2年延長

國 土 交 通 省

【お問い合わせ先】

- | | | |
|-------|------------------------|------------------------------|
| ○住宅税制 | 住 宅 局 住宅総合整備課
住宅政策課 | 03-5253-8506
03-5253-8505 |
| ○土地税制 | 土地・水資源局土地政策課 | 03-5253-8292 |
| ○Jリート | 総合政策局不動産業課 | 03-5253-8289 |

6. 住宅・不動産業のみなさまの資金繰りを応援します

- 幅広い支援策をご用意しております -

国の施策

○住宅金融支援機構による事業資金の調達円滑化支援

住宅金融支援機構のまちづくり融資制度（敷地内に有効な空地を確保する住宅建設事業などの事業資金を融資する制度（中小事業者に対しては無保証融資が可能））の対象事業の拡充を行います。

＜主な相談窓口＞ (独)住宅金融支援機構 <http://www.jhf.go.jp/>
本店 (全国) TEL 03-5800-8104
近畿支店 (西日本) TEL 06-6281-9278

○優良な民間都市開発事業の資金確保

都市再生のために緊急に必要な大型都市再生プロジェクトや、地方の優良な民間都市開発事業への資金支援を行います。

＜主な相談窓口＞
(財)民間都市開発推進機構 企画調査部 TEL 03-5546-0797

○危機対応円滑化業務の活用

日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務を活用し、健全な住宅・不動産事業者等の資金繰りを支援します。

＜主な相談窓口＞
(株)日本政策投資銀行 本・支店相談窓口 <http://www.dbj.jp/>

○緊急保証制度

建設・不動産業を営むすべての中小企業者は、一定の要件を満たせば、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

＜主な相談窓口＞
各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

○セーフティーネット貸付制度

一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、政府系金融機関による融資を受けることができます。

＜主な相談窓口＞
(株)日本政策金融公庫 東京相談センター TEL 03-3270-1260
(株)商工組合中央金庫 お客様サービスセンター TEL 03-3246-9366

地方公共団体の施策

各地方公共団体においても、融資制度が用意されています。詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円／1人1日（6日分を限度）)

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高年齢労働者等に配慮した待遇制度（継続雇用制度等）や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は隨時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

例えば

- 1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)



社会保険労務士等の利用

例えば

- 上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費 300,000円…①	300,000円×1/2=150,000円…④
シャワー室の設置経費	
65,000円（※イ）×6ヶ月=390,000円…② (※イ)=1ヶ月当たりの賃借料	390,000円×1/2=195,000円…⑤
雇用管理研修の受講経費	
10,000円（※ロ）×1日間×2名=20,000円…③ (※ロ)=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×1日間×2名=10,000円…⑥ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 710,000円 (①+②+③)	助成額 355,000円 (④+⑤+⑥)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

－ お問い合わせ －

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教 習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	クレーン運転実技教習
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械 （ 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 ）運転技能講習	
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が助成します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。<http://www.ehdo.go.jp/>

信頼される仕事は 安心できる職場から

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

（今回の事例の内訳）

【A社負担額】	【助成額】
第2種（経費助成）	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① （※イ）=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
第4種（賃金助成）	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② （※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ （※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 800,000円（①+②）	助成額 500,000円（③+④）

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。

また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技連マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の間隔の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

技士会

1. 平成21年度1級(学科)・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内

【C P D S 認定講習会】

宮崎県土木施工管理技士会では、県建設業協会の後援により1級・2級の受験準備講習会を毎年開催し、多くの合格者を輩出し喜ばれています。

講習会では、実戦的なテスト形式を採用し社内教育に実績のある企業から優秀な講師をお迎えして実施しているもので、受講者の方々に好評をいただいております。

技士会会員はもとより会員以外の技術者の方も、ふるって参加ください。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願い致します。

日 程 1級学科講習

平成21年4月22日（水）～平成21年4月24日（金）

平成21年5月13日（水）～平成21年5月15日（金）

6日間

2級学科講習

平成21年7月22日（水）～平成21年7月24日（金）

平成21年7月29日（水）～平成21年7月31日（金）

6日間

場 所 宮崎県建設会館「宮崎市橘通東2丁目9番19号」

問合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

「宮崎市橘通東2丁目9番19号」

または、各地区建設業協会へおたずねください

1級土木施工管理技士の国家資格を取得すると・・・

- ① 工事現場の主任技術者になれる
- ② 技術力評価点5点が付与
- ③ 監理技術者になれる

目標を高く持ち、勝つためには、努力しかない

2. C P D S（継続学習制度）について!!

最近の急激な科学技術の進展について、土木工事の施工法は進歩し環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。

つまり、技術者の技術力は「学歴・資格」、「継続学習」、「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を『C P D S（継続学習制度）』によって学習単位（ユニット）をもつて評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

1) C P D S（継続学習制度）の目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2) C P D S（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事実務経験として換算
- ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

入札の配置予定者評価で C P D S 単位に応じて加点	北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、沖縄総合事務局	10県
	青森県、宮城県、秋田県、千葉県、山梨県、長野県、岐阜県、兵庫県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県	17県
入札資格審査でC P D S 単位に 応じて主観点数に加点	静岡市、宇都市、高知市	3市
	広島県、島根県、山口県、高知県、愛媛県、長崎県、佐賀県、熊本県、 宮崎県	9県
	広島市、安芸高田市、庄原市、東広島市	4市

* 今回の経営事項審査で審査申請で宮崎県が「C P D S」を採用し、主観的事項（技術力評価）のなかに新たに点数が加点となった。

3. 『監理技術者の講習会』について!!

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり20年度の講習会は残り「1回」となりました。更新期にきている方は必ず受講をしてください。

現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

【C P D S 認定講習会】

日 程	会 場
平成21年2月6日(金)	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台(宮大前)

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

平成20年11月26日(水)に開催された、監理技術者講習会のもよう。



監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から「5年」を経過することのないように監理技術者講習を受講していかなければなりません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがありますので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

21年度の講習会日程をお知らせいたします

日 程	会 場
平成21年5月20日(水) 「宮崎県技士会主催」	
平成21年8月5日(水) 「宮崎県技士会主催」	
平成21年11月18日(水) 「宮崎県技士会主催」	
平成22年2月10日(火) 「宮崎県技士会主催」	宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台(宮大前)

建退共

1. 建退共事務担当者研修会の終了について

平成20年11月20日に高千穂地区で今年度最後の事務担当者研修会を開催しました。平成20年度は、7地区で実施し、受講者は延べ373名でした。

※研修会実施内訳

5月22日	日南地区	受講者	92名
"	串間地区	"	26名
6月19日	高鍋地区	"	54名
7月24日	西都地区	"	40名
"	東諸地区	"	22名
10月23日	日向地区	"	101名
11月20日	高千穂地区	"	38名
	計		373名

※研修会の内容

- ・建退共の制度（建退共宮崎県支部の現況説明ほか）
- ・共済証紙購入の考え方
- ・共済手帳受払簿・共済証紙受払簿の記入方法
- ・加入・履行証明書発行に必要な書類
- ・建退共の手続きについて（よくある質問等）

建退共からは、特に次の点をお願いしました。

- 証紙の購入は、公共工事を受注したときだけではなく、民間工事のときも必要に応じて随時購入し、賃金を支払う都度（少なくとも月1回）その従業員を雇用した日数分の「共済証紙」を「共済手帳」貼り、消印し、従業員に見せてください。
- 加入履行証明書は、共済証紙受払簿の正確な記載（雇用した日数分の確実な共済証紙の貼付）と、手帳の更新が適正（少なくとも2年間に1回の更新）でなければ発行できません。
- 元請の方は、建退共に加入していない下請の方には、加入するよう勧奨していただくとともに、証紙を購入してその現物を、下請の延べ労働者に応じて交付することになっております。
- 元請の方は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）を掲示することになりますのでよろしくお願いします。

なお、現場標識（シール）は、各地区的建設業協会（宮崎地区を除く）又は建退共宮崎県支部で、無料で配布しております。

平成21年度は、上記の地区以外を予定しておりますので、多数の参加をお願い致します。



日南地区の研修会風景



日向地区の研修風景

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
10月末計	社 3,461	名 47,917
加 入	12	208
脱 退	13	199
11月末計	3,460	47,926

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (10月分)
前年度累計	冊 355,150	件 37,594	千円 21,004,125	千円 109,692,908
当 月 分	930	156	142,901	91,543
本 年 度 分	6,739	1,648	1,336,083	423,111
累 計	361,889	39,242	22,340,208	110,116,019

注：掛金収納額は20.10月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（11月分）

1. 適用

（平成20年11月末現在）

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
377社	4,175人	662人	4,837人

2. 給付

裁定状況

（平成20年11月末現在）

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	17	7,648,300	67	36,612,100
第2種退職年金	76	12,240,000	223	44,345,400
選択一時金	10	6,595,000	94	61,728,000
脱退一時金	20	3,456,300	278	56,569,900
遺族一時金	2	1,933,100	8	3,678,600

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成20年11月末現在）

信託資産	12,633,688,356 円
合 計	12,633,688,356 円

注：時価である

建 災 防

1. 計画的な有資格者の育成を！

今、建設産業における労働安全衛生における課題の一つとして、優良な有資格者等の育成があります。

いわゆる「団塊の世代」の定年退職に伴う有資格者の補充（可能な限り新規の学卒者）を、いかに計画的に実施するかが重要な課題になっています。

建設産業界を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、仮に、無資格運転や作業主任者不在などによって死亡災害等の重大災害を発生させた場合、「**企業の存続**」が許されない状況になっています。

企業経営が厳しいから全ての経費を削減するのではなく、必要不可欠な安全衛生教育等の投資は惜しみなく行うことが「**企業防衛**」の観点からも大変重要になっています。

既にお知らせしておりますように、平成22・23年度の「宮崎県入札参加資格審査」においては、当協会支部の会員事業場が当協会支部主催の各種講習会等（平成20年4月～平成21年8月までの間）に2名以上又は同一人が2回以上受講している実績がある場合のみ、加点頂くことになる見込みです。

会員事業者の皆様方におかれましては、今後数年間の退職予定者を考慮しながらの計画的な有資格者育成をお願いします。

当面の各種技能講習会予定表

開催日	講習等名	開催場所
1月9日～10日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月15日～17日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月20日	職長のためのリスクアセスメント教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
1月23日～25日	不整地運搬車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
1月27日	安全管理担当者（土木）のためのリスクアセスメント教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
1月30日～31日	ローラーの運転の業務に係る特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
2月3日	安全管理担当者（土木）のためのリスクアセスメント教育	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町26街区13号
2月6日～8日	高所作業車運転技能講習（一部免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
2月17日	安全管理担当者（建築）のためのリスクアセスメント教育	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
2月19日～21日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
3月9日～14日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習【6日間】	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1

開催日	講習等名	開催場所
4月2日	安全管理担当者（建築）のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
4月3日～4日	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
4月10日～12日	高所作業車運転技能講習（一郎免除資格者）	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
4月14日～15日	足場の組立て等作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
4月16日～18日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
4月21日～22日	職長・安全衛生責任者教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
4月23日～24日	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	延岡建設会館（駐車場有） 延岡市愛宕町2丁目32番地
4月28日	振動工具取扱い作業従事者安全衛生教育 (チェーンソー除く)	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
5月12日～14日	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
5月14日～16日	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
5月15日	安全管理担当者（土木）のためのリスクアセスメント教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
5月19日～20日	足場の組立て等作業主任者技能講習	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町26街区13号
5月22日～24日	不整地運搬車運転技能講習	県建設技術センター（駐車場有） 宮崎郡清武町今泉2559-1
5月26日	低圧電気取扱い業務特別教育	宮崎県職業能力開発協会（駐車場有） 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
5月27日～28日	職長・安全衛生責任者教育	都城建設会館（駐車場有） 都城市北原町26街区13号

2. 死亡災害が大幅に減少！

県内の建設業における死亡者数は、12月18日現在、1名で「過去最少記録数」になっています。（過去の最少記録数は平成17年の4名）

このことは、会員事業場の皆様方を始めとした関係者等のご努力等によるものと高く「評価」されるものと思慮致します。

なお、平成21年1月31日までの間、「年末年始建設業労働災害防止強調運動」が、全県下において展開されています。

会員事業者の皆様方におかれましては、経営者自らの現場パトロール及び社員教育の徹底をお願いします。

火薬協会

1. 火薬類の取扱いに係る安全の確保について

火薬類による事件、事故は、その被害が大規模になる場合があることから、社会的影響が大きいという特徴があります。このため、火薬類の取扱いについては、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、消費、廃棄等の行為を許可を要することとし、同法の遵守徹底が公共の安全確保を図る上で極めて重要となります。

そのような中で、昨今、火薬類取締法の許可を受けない者による製造や使用による火薬類の事件、事故が多数発生しており、それらは公共の安全確保のためには看過できないものばかりです。

つきましては、今後、そのような許可を受けない者による事件、事故の再発を防止するため、経済産業省原子力安全・保安院から火薬関係の事業者団体に対し、傘下会員へ下記の事項を要請するよう求められていますのでお知らせします。

記

- (1) 火薬類の販売に際し、初めての取引先から大量の火薬類の購入依頼があった場合、許可を受けずに取り扱うことが認められている量の火薬類の購入依頼が繰り返しあった場合、組合せによって危険性の高まる商品の購入依頼が同時にあった場合等において、不自然な事案に気付いたときには、購入依頼者に対して火薬類の使途を確認するとともに、速やかに産業保安監督部、都道府県、警察署等に相談するなどの適切な対処を行うこと。
- (2) 火薬類取締法第41条第1項に規定する帳簿を適切に記載することにより、販売先の管理を徹底すること。
- (3) 法令についての知識が不足している取引先に対しては、必要に応じて助言を行うこと。

2. 火薬類消費場所巡回指導について

現在、県内の火薬類消費場所に対する巡回指導中ですが、次のような不適切な事項が見受けられますので自主管理の参考にして下さい。

- 帳簿の記載が不十分である。
- 警報・警鳴装置に不備がある。
- 火薬類取扱所に火薬が滞留している。
- 火工所における保安責任者等の氏名が記載されていない。

無災害 知識と技術と 正しい管理

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）

西日本建設業保証㈱
宮 崎 支 店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成20年度	495	▲37.4%	10,839	▲40.9%	3,176	▲9.1%	102,578	▲2.5%
平成19年度	791	8.7%	18,331	21.1%	3,493	▲12.2%	105,202	▲17.9%
平成18年度	728	23.8%	15,141	▲2.9%	3,977	6.7%	128,168	12.6%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

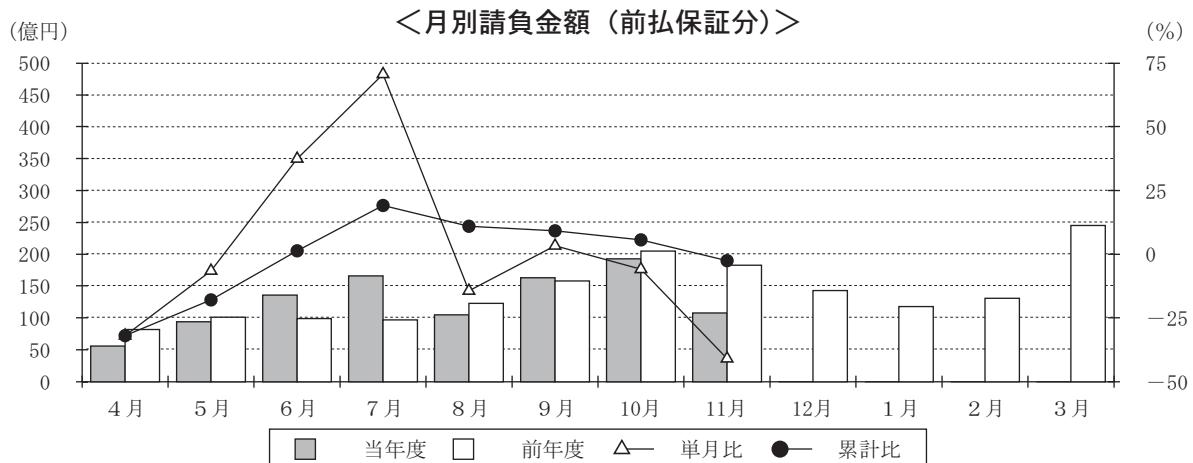
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	31	1,879	▲43.1%	17.3%	334	28,453	24.5%	27.7%
独立行政法人等	5	157	7.4%	1.5%	55	10,145	31.7%	9.9%
県	151	3,475	▲41.6%	32.1%	1,059	28,204	▲20.6%	27.5%
市町村	303	4,913	▲41.0%	45.3%	1,693	33,690	▲9.4%	32.9%
その他の	5	414	▲30.7%	3.8%	35	2,084	7.1%	2.0%
計	495	10,839	▲40.9%	100.0%	3,176	102,578	▲2.5%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	124	2,245	▲42.0%	20.7%	725	25,363	5.6%	24.7%
高 岡	15	559	70.3%	5.2%	119	3,282	13.3%	3.2%
西 都	25	417	▲5.5%	3.9%	141	3,149	0.5%	3.1%
高 鍋	24	879	72.2%	8.1%	161	6,029	▲0.4%	5.9%
日 南	42	1,354	52.7%	12.5%	260	9,272	98.8%	9.0%
串 間	18	273	▲81.9%	2.5%	104	1,535	▲49.0%	1.5%
都 城	75	1,483	▲20.9%	13.7%	456	10,917	▲26.3%	10.7%
小 林	52	1,357	35.1%	12.5%	304	8,182	24.7%	8.0%
日 向	57	860	▲48.4%	7.9%	397	13,972	▲13.4%	13.6%
延 岡	45	1,110	▲78.2%	10.3%	328	16,748	▲15.2%	16.3%
西 臼 斧	18	297	▲74.1%	2.7%	181	4,124	▲1.4%	4.0%
計	495	10,839	▲40.9%	100.0%	3,176	102,578	▲2.5%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 平成21年度 1級・2級舗装施工管理技術者資格試験のご案内

「1級舗装施工管理技術者」および「2級舗装施工管理技術者」の資格試験を下記のとおり実施します。

財団法人 道路保全技術センター

1. 受験資格：次表に示す区分①、②、③、④、⑤、⑥のいずれかに該当する者。

区分①、②、④の年数は卒業後の舗装実務経験年数を、区分③(1級)の年数は合格後の舗装実務経験年数を示す。

区分⑤の年数は卒業後または合格後の舗装実務経験年数を示す。

学歴または取得資格等		舗装施工管理に関する実務経験の必要年数 ^{注1)} 等			
区分	指定期間	1級試験		2級試験	
		指定学科 ^{注2)}	指定学科以外	指定学科 ^{注2)}	指定学科以外
①	3年以上(1年) ^{注3)}	4年6ヶ月以上(1年)		1年以上	1年6ヶ月以上
	5年以上(1年)	7年6ヶ月以上(1年)		2年以上	3年以上
	10年以上(1年)	11年6ヶ月以上(1年)		3年以上	4年6ヶ月以上
上記以外の者		15年以上(1年)			
②	1年以上の指導監督の実務経験が含まれていること(資格取得以前のものも含む)			実務経験を有すること ただし、年数は問わない	
	平成15年度までの合格者のうち合格後5年以上の舗装実務経験(1年)				
③	9年以上(1年)	10年6ヶ月以上(1年)		平成17年度までの合格者のうち合格後1年以上の専任の主任技術者経験を含む3年以上の舗装実務経験	
	14年以上(1年)				
④	平成17年度までの合格者のうち合格後1年以上の専任の主任技術者経験を含む3年以上の舗装実務経験			平成20年度の2級一般試験に合格した者	
	7年以上	8年6ヶ月以上			
	12年以上				
⑤	8年以上	11年以上		平成20年度の2級一般試験に合格した者	
	13年以上				
一般試験免除申請を行い応用試験のみで受験する者		⑥	平成20年度の1級一般試験に合格した者	③ 平成20年度の2級一般試験に合格した者	

注1) 実務経験の必要年数とは、日本国内で舗装工事の施工管理に従事した年数をいい、平成21年3月31日現在で算定する。

注2) 指定学科とは、土木工学、農業土木学、森林土木学、鉱山土木学、砂防学、治山学、都市工学、衛生工学、交通工学、緑地・造園学または建築学に関する学科をいう。

注3) ()内は、指導監督の実務経験年数を示し、上記表中の舗装施工管理に関する実務経験の必要年数に含まれていることが必須条件になる。

指導監督の実務経験とは、舗装工事の施工にあたって、現場代理人、施工監督、工事主任等の立場で部下を指示、指導または監督し、工事の施工管理を実施した経験をいう。

注4) 専任の主任技術者の実務経験とは、舗装工事の施工にあたって、建設業法に定める主任技術者または監理技術者として、工事の施工計画作成、工程管理、品質管理、その他の技術管理および施工に従事する者の技術上の指導監督を専任で行った経験をいう。詳細については受験の手引きを参照のこと。

2. 試験日：1級・2級試験ともに平成21年6月28日(日)

3. 試験地：1級・2級試験ともに札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇

4. 受験手数料：1級試験15,000円、2級試験8,000円 応用試験のみの場合は1級7,500円、2級4,000円(全て税込)

5. 申込受付期間：1級・2級試験ともに平成21年2月13日(金)～2月27日(金)：締切日の消印有効

6. 受験申込書類：1部 600円(税込) (①受験の手引き ②受験申込書等 ③実務経験証明書等 ④郵便振替払込用紙 ⑤申込用封筒)

※平成20年度の一般試験のみに合格した方で、一般試験免除申請を行い応用試験のみで受験する方も、

同じ受験申込書類を使用します。当センターからは送付しないので各自で購入して下さい。

・頒布期間：平成21年1月15日(木)～2月27日(金) ・取扱所：2、3頁参照

【窓口領布】：宮崎県宮崎市大工2-39 国土交通省宮崎河川国道事務所内

【郵送領布】：郵送領布を希望される場合は、4頁の郵送申込書(コピー可)に必要事項を記入のうえ、現金書留(代金と送料(現金))で(財)道路保全技術センター技術検定室に請求して下さい。(郵送領布は技術検定室のみで受け付けます)

：郵送領布の請求期限は、平成21年2月23日(月)必着迄です。期限が過ぎたものは返送させて頂きます。

部数	1部	2～3部	4～7部	8～13部	14～30部
送料	200円	500円	800円	1,100円	1,400円

送料(梱包材料、手数料を含む)は上表のとおりで、代金に送料を加えた計算例は下記のとおりです。

例1) 20部の場合の計算例 $600\text{円} \times 20\text{部}(\text{代金}) + 1,400\text{円}(\text{送料}) = 13,400\text{円}$

例2) 40部の場合の計算例 $600\text{円} \times 40\text{部}(\text{代金}) + 1,100\text{円} + 1,400\text{円}(\text{送料}) = 26,500\text{円}$

7. 合格発表日：1級・2級試験ともに平成21年10月28日(水)

◎問合せ先 財団法人 道路保全技術センター 技術検定室(9:00～17:30 土・日・祝祭日は休日です)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-21 TEL.03(3509)1877 FAX.03(3509)1881

URL. <http://www.hozon.or.jp/pavement/index.htm>

平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

(1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
- ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の範囲内で契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 諸費用補償契約

契約金額の全額*を支払います。

*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度
建設共済

財団 法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。